

第五十五回国会  
衆議院  
地方行政委員會議録第七号

昭和四十二年五月九日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

塩川正十郎君

辻 寛一君

登坂重次郎君

古屋 亨君

井上 泉君

河上 民雄君

華山 親義君

折小野良一君

小濱 新次君

出席政府委員

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省税務局長 松島 五郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 秋吉 良雄君

計官 鎌田 要人君

自治大臣官房参 鎌田 要人君

事官 越村安太郎君

専門員 越村安太郎君

四月二十一日

委員華山親義君辞任につき、その補欠として畑

和君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員畑和君辞任につき、その補欠として華山親

義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員華山親義君辞任につき、その補欠として角

屋堅次郎君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第二号

地方行政委員會議録第七号 昭和四十二年五月九日

同日

委員角屋堅次郎君辞任につき、その補欠として

華山親義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員林百郎君辞任につき、その補欠として谷口

善太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員谷口善太郎君辞任につき、その補欠として

林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木秀世君辞任につき、その補欠として

藤本孝雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員藤本孝雄君辞任につき、その補欠として佐々

木秀世君が議長の指名で委員に選任された。

五月四日

住民基本台帳法案(内閣提出第一〇九号)(予)

同日

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合

法の規定による年金の額の改定等に関する法律

案(内閣提出第一一〇号)

地方公務員災害補償法案(内閣提出第一一一

号)(予)

は本委員会に付託された。

四月二十四日

地方団体に對する補助金の整理統合に関する陳

情書(近畿二府六県議會議長会代表京都府議會

議長荻野武外七名)(第一一一号)

町村財政確立強化に関する陳情書(山形市緑町

一の二一山形県町村議會議長会長石黒義

一)(第一一二号)

同(福岡市東區堀端七の一三福岡県町村會長

三輪修平)(第一一三三三)

同(徳島市幸町三の一徳島県町村會長徳元四

郎)(第一三三三三)

交通安全補償委員等の災害補償制度確立に関する

陳情書(山形市緑町一の二一山形県町村議

會議長会長石黒義一)(第一一二三三)

県民税の賦課徴収方法改正に関する陳情書(福

岡市東區堀端七の一三福岡県町村會長三輪修

平)(第一一二三三)

地方交付税の算定改正に関する陳情書(福岡市

東區堀端七の一三福岡県町村會長三輪修

平)(第一一二三三)

町村に對する補助金増額等に関する陳情書(福

岡市東區堀端七の一三福岡県町村會長三輪修

平)(第一一二三三)

国の委任事務にかかる財源措置に関する陳情書

(福岡市東區堀端七の一三福岡県町村會長三

輪修平)(第一一二三三)

地方道整備費の目的税源付与に関する陳情書

(静岡市東區堀端七の一三福岡県町村會長三

輪修平)(第一一二三三)

町村自治対策の強化促進等に関する陳情書(徳

島市幸町三の一徳島県町村會長徳元四郎)(第一

三三八三)

地方公営企業の財政再建に関する陳情書外一件

(鹿児島市議會議長中尾武夫外一名)(第一四〇

号)

地方公務員の定年制実施に関する陳情書(徳島

市幸町三の一徳島県町村會長徳元四郎)(第一七

〇〇)

町村の総合開発促進に関する陳情書外一件(徳

島市幸町三の一徳島県町村會長徳元四郎外一

名)(第一七一七)

奄美群島振興計画の改定並びに期間延長に關す

る陳情書(鹿児島市山下町一五の七鹿児島県町

村議會議長会長隈元光代志)(第一七二二)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出  
第三九三三)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關す  
る法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六  
三三三)

○龜山委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかかる地方税法等の一部を改正する  
法律案、及び内閣提出にかかる国有資産等所在市  
町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正  
する法律案の兩案を一括して議題とし、質疑に入  
ります。

質疑の申し出がありますので、これを許しま  
す。細谷治嘉君。

○細谷委員 地方税法の一部を改正する法律案に  
ついて質問するわけでありますが、調査室の資料  
もただいまいたいたばかりでありますし、選挙  
控をしてありますから、いろいろの点、勉強不  
足な点もありますけれども、若干の点について質  
問をしてみたいと思ひます。

「地方税に關する参考計数資料」、この七、八  
ページを開きますと、国税と地方税の割合は、国  
税が六七・七%、地方税が三二・三%、こういう  
ことになっております。この傾向は、ごくわずか  
でありますけれども、地方税の比率が若干ここ数  
年多くなりつつある傾向を示してあるようであり  
ますが、お尋ねしたい点は、この地方税一兆  
九千四百三十二億円というのは、前年比地方財政  
計画によりますと二二%の伸び、こういうことにな  
つておるのであります。都道府県税と市町村  
税の内訳はどういうふうな伸び状態を示している

か、まずお尋ねいたします。

○松島政府委員 四十一年度に対します四十二年  
度の収入見込み額の道府県税の伸びは、たばこ消  
費税の増額分を含めまして、一二・五・三％でござ  
います。市町村分はそれに対して一八・五  
％でございます。

○細谷委員 いまのお答えによりますと、地方税  
全体としては二％ですね。その内訳を見ますと、  
と、都道府県税において二千三十九億円の増で二  
五・三％の伸び、それから市町村税において千四  
百二十五億円の増で一八・五％の伸び、こういう  
ことになっておるわけです。そうしますと、市町  
村関係というのは府県に対して、平均は二％であ  
りますけれども、かなり伸びが悪いですね。これ  
がどういう財政上の影響を及ぼしてくるのか。府  
県と市町村との関係、いわゆる七、三、その三と  
いうのが三十五、六年ごろを境にいたしました、  
大体府県税の伸びが少なかったものであります、  
こういう毎年毎年の府県税の伸びによりまして、  
今日では逆転しておるわけですね。言ってみます  
と、四十二年度においては、大体において五二％  
が府県税で四八％程度が市町村税、こういうこと  
になっておるわけです。これは四、五年前は  
市町村が五二、三％で府県税の伸びが四七、八％、  
こういう形であつたわけです。それが逆転してい  
るわけです。それはこういう伸びからきているわ  
けですが、こういう問題はどうか。

○松島政府委員 ただいま御指摘のございました  
県税と市町村税との伸びの問題でございますが、  
御指摘のとおり、現在の税制がシャッフル動向に  
よつて新しくつくられ直された当時は、市町村  
を基礎的な地方団体としてその税源を充実するとい  
う基本方針で税制が立てられたのでございまして、  
その当時におきましては、市町村税のウェー  
トのほうは県税よりもはるかに大きかつたのでご  
ざいます。したがしまして、歳入中に占めます税  
の割合も、市町村の場合は大体四五％程度を税で  
まかない、府県は二六、七％を税でまかなうとい  
うような状態であつたわけでございます。ところ

が、昭和四十四、五年度ごろを境にいたしまし

て、県のほうの歳入中に占める県税の割合が大体  
三〇％台になってまいりました。ところが、市町  
村のほうは、その後年々歳入中に占める構成比が  
落ちてまいりまして、昭和四十四年度では三七％程  
度になっておるわけでございます。私も、この  
事実が事実として明らかになつてございますの  
で、どこに原因があるのかというのをいろいろ  
検討いたしてまいつております。考えられます一  
つのことは、市町村税は御承知のとおり市町村民  
税と固定資産税という二つの税目を大きな柱とし  
ておりますが、そのうちの市町村民税につきまし  
ては、いろいろな課税方式がございまして、これを逐  
次整理統合いたしまして、一つの課税方式に統一  
してまいりました。その過程において、税制の合  
理化ということで減税が行なわれてきたわけでご  
ざいます。そういう点から、市町村民税の伸  
びが県民税の伸びに比べて相対的に低くなつてき  
たという点が一つあるのではないかとこのように考  
えるのでございます。もう一つの市町村税の柱  
でございます固定資産税につきましては、御承知  
のような事情のもとに、土地に対して固定資産  
税が横ばい状態を続けてまいりました関係で伸び  
が少なかった、こういうようなことが原因であろ  
うと思つてございます。一方、県税につきまし  
ては、景気の好転、経済の発展に伴ひまして法人  
関係の税収入がふえてまいるのが常でございま

すから、これは理由にならないと思うのです。  
言つてみますと、府県税の税目は景気変動によつ  
て左右される税目が多いということ、市町村税の  
関係は、固定資産税という名が示すとおり、文字  
どおり固定した、言つてみますと安定したような  
税目が多いところにある、こう思うのですが、  
もつとはつきり言いますと、交付税の配分方式に  
も見られるように、国の中央集権化による府県重  
点という税政策、財政政策から出てくるのじやな  
いか、こういうことを私は申し上げたいわけなん  
です。たとえば三十九年には、財政計画はやはり  
ことしと同じように二％の税の伸びであつた。  
その場合に府県はどのくらい伸びたかといひま  
す、二八・一％伸びておる。市町村は一六％しか  
伸びてないわけですね。ところが一番不景気のど  
ん底といわれた、財政危機といわれた四十一年を  
見ますと、税というものは財政計画上五・三％しか  
伸びはなかつた。その場合に、では府県はどのく  
らい伸びたかという約三％。だから財政計画に  
示した地方税の伸びよりも下回つておるわけだ  
です。その場合に市町村は幾らかという、七％に  
なつておる。この傾向からいいますと、景気が不  
景気のどん底になつた場合には確かに市町村のほ  
うが若干いいのでありますけれども、全般的に言  
いますと逆転現象が起つておる。その原因とい  
うのはやはりこういうところに出ておるわけだ  
すね。伸びが大体違ひ。一〇％程度ずつ違ひわけ  
ですね。これは大きいのですよ。もうすでにものと  
違つておるわけですから、非常に大きな問題であ  
ると思つておるわけですから、非常に大きい問題であ  
る。四十一年は例外ですよ。地方財政が悪かつた  
という四十一年は、地方財政計画は一五・八％の税  
の伸びです。そのときはちょうど府県と市町村は  
一五・八％、一五・八％で、大体同じ伸び率で  
あつた。その他は、四十一年のどん底を除いて  
は、全部府県の伸び率が一割程度高いのです。私  
は、同じ地方税でありますから、府県が分け前が  
多いとか少ないとか、そういう議論をしておるの

じやない。こういう税体系がよろしいのかどう  
か、こういう点をお聞きしてゐるわけです。税務  
局長としてどう考えるのか。

○松島政府委員 地方税の持つべき一つの適格性  
と申しますかあるいは望ましい姿として、いろい  
ろな原則があげられております。その中に税の伸  
長性という問題と安定性という問題が、ともに望  
ましいあり方としてあげられるのが通常でござい  
ます。しかし安定性と伸長性というのは必ずしも  
同時に矛盾なく存在し得ない場合もあるわけでご  
ざいます。その場合にはどちらのほうをとるか  
という問題も考えられなければならぬと思いま  
す。そこで、そのどちらをとるかという場合に  
は、私は、団体によつてそのとり方について多少  
違ひがあつてしかるべきではないか、すなわち規  
模の小さい団体においては何よりも安定性のある  
税収入ということがまず第一に選ばれるべきであ  
ると思つてございます。それから規模の大きい  
団体におきましては多少のばかばかによつてあ  
りまして、やはり将来を見通して伸びていく税  
金、伸長性のあるものが望ましいといふことが言  
えるのではないかとこのように考えられます。兩  
方同時に満たされるものでありますならばそれに  
こしたことはございせんけれども、両方同時に  
満たされ得ない場合には、そういうふうにか  
べきではないかと思つてございます。そこで、  
いま申し上げましたようなことから言へば、市町  
村はいずれも府県に比べて規模の小さい団体で  
ございまして、どちらかと言へば安定性に重点を  
置いた税制が望ましいのではないかとこのように  
考えられ得るわけでございます。ただ、その安定  
性をあまり強く望む場合において、財政需要の増  
高というものが一方にあるにかかわらず、税がそ  
れについていけないというふうな意味の停滞性  
な安定性ということになりますと、そこに税制と  
して問題があるかと思ひますけれども、一般的  
な原則としては、府県税よりは市町村税のほうに  
安定性に富む税金であることが望ましい。と同時  
に、そのことは他面伸長性を若干欠くという欠点

は残るというふうに考えておるのでございます。  
○細谷委員 いまの私の質問に対する答えになっ  
ていないのだ。調和ということはいまの内閣のス  
ローガンでしょう。安定性と伸長性、そういうもの  
の調和させるといふのが総理大臣のスローガン  
だよ。いまあなたはいまも言いましたよ。安  
定しているから今日の財政危機があるわけだ  
ね。小さい団体ほど安定していればいいという  
、こういう一般論ではいかぬのだ。そういうよう  
な案になつておるのがよろしいかどうか、これを改  
める意思があるかないか、検討し直す意思がある  
かないか、こういう点をひとつ簡明、率直に答  
え願いたい。

○松島政府委員 最近、経済につきましても安定  
的成長というよりなことが使われておりますけ  
れども、市町村税につきましてもやはり年によつ  
て非常な増減が団体ごと起きるというわけで  
は、財政運営に支障を来たすわけでございませ  
ん、安定した税収が得られるような税制であるこ  
とが望ましいと思ひます。と同時に、市町村もい  
ろいろな財政需要が増高してある時期でござい  
ますので、それがその財政需要の増高に対応し得  
るような伸長性をあわせて備えた、いわば安定的  
成長性を持った税制であることが望ましいと思  
ひますが、現在の市町村税につきましても、そ  
の点について若干欠ける点があるのではないかと  
いうふうに考えておるのでございます。

○細谷委員 これは、私は国と地方団体との間の  
税の再配分という大きな問題をあとで取り上げま  
すから、コップの中のあるしのような問題であり  
ますけれども、基本的な考え方として三割の問題  
をどう分けるかという、そういう問題として私は  
問題提起しているわけではないわけです。地方団  
体の中で府県の税制というのには非常に伸長性  
があるけれども、一面不安定性がある。市町村税とい  
うのは安定性がありましても、そのために非  
常に固定して、いわゆる伸長性というものが全  
くない、こういう案になつておりますから、これ  
はやはり、シャープ勧告というのはいふことであ

りますけれども、今日の段階において問題がある  
のではないかと、こう思ふので、そういう問題をい  
ま冒頭に持ち上げたわけです。

そこで質問いたしたいのでありますが、今度の  
地方財政計画、これはいづれまたゆつくり質問し  
たいのでありますけれども、自治省はまあまあ  
だ、こういつてゐるのです。四十二年の地方  
財政計画は、まあ両手をあげて飛びはねて万歳と  
はいわぬ。この間のボクシングの世界選手権のよ  
うに、飛びはねて万歳とはいつておりませんけれ  
ども、両手をあげて、ことしの地方財政はいいも  
のだ、こういうことで誇示してあるようでありま  
す。私はその全般について質問いたしたいのであ  
りますが、きょうは税の面からこの問題を取り上  
げてみたい。

昨年、四十一年の十二月の八日に、地方税財政  
に関する当面の措置についての答申というのを地  
方制度調査会が答申をしたわけです。この答申に  
沿つてこの地方税法の改正が行なわれております  
かどうか、これをお尋ねします。

○松島政府委員 答申がございまして、あ  
の答申では主として地方団体と国との財源の配分の  
問題並びに地方団体相互間の財源配分の問題を中  
心に、その観点から税制、地方税について答  
申をされたように私は解釈をいたしております。  
その中でまず第一に取上げられておる問題  
は、道路目的財源の強化の問題でございませ  
ん。道路目的財源の強化の問題につきましても、い  
ろいろ私も努力をいたしたのでありますけれども、  
残念ながら御答申にありません。そういう形で問  
題は解決いたしておらないのでございませ  
ん。市町村に對して二十五億円の交付金が交  
付されるという問題はありますけれども、  
この答申にありません。道路目的財源を国  
から市町村にストレートで移譲するといふような形  
では解決いたしてありません。なほ、そのほかに  
住民税と所得税との間の税源の移譲という問題も  
ございませぬけれども、これも検討問題として今後  
に残されております。それから、住民税の均等割

りの税率の調整の問題については、今回の答申  
で、個人分を除きまして法人分につきましては、  
御提案申し上げておるような形で解決をはかりた  
いと思つておるものでございませぬ。それから、消  
防施設充実に必要な税制上の措置につきましても、  
各方面といふいろいろな検討を続けてまいりました  
けれども、成案を得るに至つておらないことはま  
ことに遺憾でございませぬ。それから、市町村特  
に大都市に對する税源の充実の問題につきましても、  
これを具体的にどうするかといふ問題になり  
ますといふいろいろな困難な問題がございまして、な  
お検討の段階に残されておるところでございま  
す。それから、そのほかには市町村交付金の問  
題がございませぬが、これは御承知のとおり、いま  
提案をいたしております水道関係の交付金の改  
正という形でもつて国会におはかりをしてい  
る状況でございませぬ。

○細谷委員 財政局長見えていますか。——この  
制度調査会の答申は当面の措置に對する答申であ  
りますが、この答申の筋といふのは、第一は国債  
発行下における財源配分といふことで、過去十年  
間の実績からいって、地方に配分した財源額とい  
うのは国税収入の二三％程度であつたから二三％  
にしろ、そういうのをめどにしない、こういう  
ことが一つあるわけですね。それから、特別事業  
債の事後処理の問題が一つあるわけですね。それ  
から、道路財源等を中心とした地方税に對する答  
申があるわけです。第四は、超過負担の解消とい  
う問題があるわけです。その他地方債等がありま  
すけれども、それでは今度は一体二三％めどとい  
うのは幾らになりますか。これは地方財政計画で  
したまは質問したいのだけれども、きょうは税だ  
から……。

○鎌田説明員 いわゆる二三％方式によりまして  
国から地方に配分をしなければならぬ一般財源  
の額は幾らかという計算をいたしますと、四十二  
年度の国税及び国債の額が四兆六千五百四十八億  
でございまして、それに二三％を適用いたしま  
すと、一兆七千六百億といふことに相なります。現

行制度によりまして地方へ一般財源の配分せられ  
るものが九千六百三億でございまして、差し引  
き約千億は不足するわけであります。一般財  
源の形で今年度の財源措置をせられた額は三  
百八十五億でございまして、差し引き七百億余  
りのものがこの計算では不足に相なつておる、こ  
ういふ計算でございませぬ。

○細谷委員 七百億ばかり不足といふことであり  
ますから、二三％が二・五くらいになるでし  
ょう。

○鎌田説明員 そのとおりでございませぬ。

○細谷委員 そうすると、これは財政局長だけ責  
めてもしようがないのでありますけれども、この  
答申は自治省、顧みられなかつたといふことで  
すね、それでしよ。

○鎌田説明員 二三％方式論といふものにつ  
きましては私も非常に、何と申しますか、従来の  
地方財政措置論といふものになつた新しい構  
想を含んでおるという意味におきまして、非常  
に高く評価をいたしておるわけでございませ  
ん。御案内のとおり、従来の地方財政措置のやり方は、歳  
入歳出両面におきまして、歳入を積み上げ、歳出  
を積み上げて、その財源不足額といふものを  
はじき出して、それをどういふ形で財源措置を講  
じていくか、こういういわゆる積み上げ方式を  
とつておつたわけでございませぬ。それに対し  
て、そういうやり方は、表現が適切でないかもし  
れませんが、各省各庁の予算要求に對して  
査定をせられるという形と同じように、地方財政  
といふものを査定するといふ立場ではないだろ  
うか、そういうものじゃなくて、国と地方との間の  
大きな財源配分の一つの試みといひまして、従  
来の経験率二三％を国税プラス国債の総額に適用  
する、こういういわゆる総額方式といひますか、  
総額方式のめどをつけるという方式につきま  
しては、私もたいへん面的な意義があるといふ  
気持ちをもつてこの答申の趣旨の実現に努力いた  
したわけでございませぬけれども、予算編成の過程  
におきまして結局実現を見なかつた、こういうこと

でございます。

○細谷委員 大蔵省は、二三％程度をめぐにやるというところについてたいへん強く反対されたわけですね。私も二三％というものは第十一次制度調査会の負うべき任務、第十次地方制度調査会から受けてある任務からいいますと、これはむしろ固定化するということについて、この二三％のめどをつけることについては反対の意見をその席で表明したことを記憶しておられるわけですが、四十一年までは、特別事業債等のあれを加えて、大体これも二三％になる、こういう数字に基づいて、過去十一年間全部二三％だった、二三％を下ったこととはないですよ。十年間の平均はちょうど二三％になるんだけれども、一％ぐらいの往復はありますけれども、二・一五なんていう例はないですよ。この一点からみて、二三％めどなんてわざわざ自治省が地方制度調査会にうたわせておいて、私から言いますと、自治省の強要だ。地方制度調査会に二三％うたわせたというのは、自治省の強い意思があつて、こういう地方制度調査会の答申が出た、そういういきさつから言いますと、過去の実績二三％を下回るなんてことは全くもってけしからぬ。とにかく飛び上がらぬ。万歳どころじゃなくて、手を下へ下げなければならぬですよ。それをとにかくまああたらうということとで内心は万歳してある。これではこの制度調査会を軽視したことになる。けしからぬことだと思つて、いろいろありますけれども、この一点だけは私は申し上げておくのですが、これに対する自治省の考えと、大蔵省、主計官であります、ほんとうは政務次官が何か呼んで聞きたいのでありますけれども、見解をお聞かせたい。

○鎌田説明員 自治省といましては、地方制度調査会の答申の趣旨に盛られました従来の積み上げ方式に加えて、この二三％方式というものについては、特別の事情がない限り二三％方式というものをあわせ用いるということが望ましいというこの答申の趣旨に従ひまして努力をいたしまし

たことは、いま申し上げたとおりでございます。

この経過につきまして詳細を申し上げる機会も他日またあるかと思つてございしますが、ただ一つ、これはいささか弁解がましい話に相なるわけでございますけれども、弁解を許していただけたらというところでございすれば、今年度におきまする税収の伸びというものは従来に例を見ない大幅な税収があつたという事情を、ひとつここであわせて判断をしなければならぬのではないだろうかという気がするわけでございます。ただし、これはあくまでも弁解がましいことに相なるわけでございますので、私どももいたしましては、今年度はこういう結果でございましては、なお来年度以降、地方制度調査会の答申の趣旨の実現にあつては進退をいたしたい、こういう気持ちを持つておるわけでございます。

○秋吉説明員 地方制度調査会の答申について、私どもでもできるだけ尊重するという基本方針にはもちろん変わりはないのでございしますが、二三％の問題につきましては、いろいろ大蔵省といたしましては問題を提起いたしたわけでございます。こまかくなりますが、一、二御紹介させていただきますと、一つは、国債と国税の税収を同じような観点で同一に論断することがはたしていいかどうかという問題が一つございします。国のほうのサイドからいいますと、国債の償還は国の負担においていたしますけれども、地方はその償還の必要がないということになりますと、国と地方の財政運営がアンバラになるのじゃないかという点がございします。

それからもう一つは、地方制度調査会の論旨は、国税収入と前年度剰余金の二三％を交付税ないし譲与税で配分しろ、あるいは臨時特例交付金で配分しろ、こういう趣旨でございしますが、国と地方の財源配分の問題は、単にそういう境界部分だけをとり上げて議論するのは少し片手落ちじゃないか、やはり先ほど鎌田参事官もおっしゃいましたように、やはり地方税というよりな面、あるいは専売あるいはたばこ消費税、そういう全体の

財政事情それから収入事情、そういうものをあわせて通じて検討しないと片手落ちじゃないか、そういう点を指摘いたしまして、二三％についてはどうして納得いたしかねる、こういう事情があつたわけでありまして。

○細谷委員 鎌田さん、それは自然現象じゃないですか。税の伸びがたまたま二・一五になつただけですよ。自治省は何も努力してやらぬと言つていいのですよ。そうでしょう。地方税の大幅な伸び、昨年の国税三税に対する二九・五の二・五の引き上げ三三％、そのはね返りの交付税の増、これだけでしょう。これでようやくつじつまが合つて従来のベースになつただけであつて、この答申の構想からいいますと後退してゐるのです。万歳どころじゃないですよ。もう手を下げて、手を出さないような状態になつてゐるのですよ。そうじゃないですか。これは政務次官なら大臣に聞きたい。地方団体に對する自治省の努力はたいしたもの、この予算説明書に書いてあるように、もう地方財政は安定したと書いてあるでしょう。しかしこれは努力だということ、安定したのじゃないですよ。ただ自然現象のように結果がなつただけだ。去年の結果がこつと出でただけだ。こつと何もないじゃないですか。後退してゐるのですよ。どう思いますか。これはあとで大臣にゆつくり聞きたいのだが。

○鎌田説明員 御趣旨もつともでございます。ごもつともでございますが、地方譲与税、これは確かに非常に大幅な自然増収がございました。その自然増収によりまして財政構造が短期的に改善をされた面があることも事実でございます。ただこの二三％方式というものにつきまして、先ほど大蔵省のほうから、国税と国債との性格論議についての疑問の提起もございました。私どもの意見はまた別にあるわけでございますけれども、先ほどから申し上げておりますような積み上げ方式というものだけでなくて、あわせて、いわば上から総額でひとつ押さえていく、こういう新しい指向とい

いますか、方向といひますか、というものが打ち出されたことは、これは一つの考え方の前進でございまして、そういう考え方に沿つてなお努力を重ねてまいりたい、こういうことを重ねて申し上げたいと思つた次第でございます。

○細谷委員 これはあとでまた地方財政計画、交付税との関係で大臣に対して質問したいと思ひますので、残しておきます。

そこで、第二の柱であります地方税に関する譲与税です。地方財政という自治省財政局が発行しております雑誌があります。その巻頭言に、松島税務局長は道路財源に言及いたしまして、足らざるを憂へない、ひとしからざるを憂へるのだと、ひしゃつと数字まであげてつじつまを合せてゐるのですよ。どうなんですか。六兆六千億という道路新五カ年計画は決定いたしましたわけですか。この決定に至るまで自治省は、いや、とにかく道路財源というものはもたらなければならぬ、いまは四八％しかない、国のほうは六四、ひとしからざるを憂へるのだから五七％にしてみたらなければいかぬ、三千億円の道路特定財源をよこせ、こういうことを要求した。三千億円という一年間に六百億円、これがだんだんしりすばみになつて、こつと予算ができる前くらいにはどういふ要求をしたかといひますと、一キロリッターあたり千円くらいはくれぬか。百何十億円でしょう。六百億円が百三十億円くらいになつたでしょう。とどのつまりは、えたいの知れない二十五億円。免許税の五十億円の半分分かつた、そういう筋がとおらぬものでやつた。これがひとしからざるを憂へるのだ、足らざるを憂へない——伯夷叔齊のようなことはなんですがね。これはどういふことだつたのですか、ひとつつまびらかにしていただきた

い。

○松島政府委員 道路譲与税につきましては、この地方制度調査会の答申にもうたわれておりますように、国の道路、国が受け持ちます道路事業費に對する目的財源充当率と地方団体が受け持ちます道路事業費に對する目的財源の充当率が非常に違いがあるということは不公平である。そこで

この点を改善をすべきであるというのが調査会の御答申でございます。私も答申の趣旨を受けまして、これをさらに具体的な問題として、少なくとも事業費に対するそれぞれの目的財源の充当率が同じようになるような線まで国から財源の移譲をすべきであるということで努力を続けてきたわけでございます。しかし、それは申ししても実際問題として、いま急に一挙に、先ほど先生の御指摘になりました、三千億円のかりに五分の一としたしまして、五分の一を来年度からすぐに、こういうようなことを言いました、なかなか実現性も薄いであろうということから、具体的なやり方としては、一キロリッター当たり千円でしか、それを譲与税として移譲すべきであるということとを予算要求の段階で続けてまいりましたのでございます。その額がたしか百四十億円の程度であったと記憶いたしております。これもいろいろな経緯がございしましたが、結局、最後の予算編成の段階ではどういりきさつとかというお話でございますけれども、端的にいえば、私どもの力が足りなかったと申すよりほかにはないと思っておりますけれども、二十五億円のところで決定をいたしましたわけでございます。ただ、道路整備五カ年計画の改定に伴います財源措置につきましては、これはさらに関係省庁間で十分な話し合いをして、適切な措置を講じていくことになっていくわけでございます。まだ未決定でございます。

○細谷委員 私七兆七千億かという道路計画が発表された際に、一体いままのような負担状況、財源状況において、地方団体はその第五次道路五カ年計画というものを推進する負担能力というのはいくらか、こういうことを質問いたしました。自治省財政局長が、そういう負担能力はございせん、こういうことをはつきり地方制度調査会の席上、お答えになった。ところが今度は、六兆六千億という第五次五カ年計画になったわけですね。そのうち、もつております千五百億円の予備費というのがあるわけですが、その予備費を除いたとしても、これはたいへんな負担が予想されるようであります。建設省の考えであります。四十二年度から向こう五カ年間に地方団体というのは大体一兆一千八百億くらいは財源負担ということが予想されておるわけですね。これは負担増です。負担ではなくて負担増が予想されておる。年間にいたしまして二千四百億近い負担増が予想されるわけですね。六兆六千億、これで一休みの地方財政はやっていけるのですか。いや、それはそう言ったときに考えるということかもしれません。現にこれは答申に出てくるんですから。道路譲与税関係の特定財源はどうなるのですか。

○鎌田説明員 市町村に對します道路譲与税の経過につきましては、ただいま税務局長からお答え申し上げたとおりでございます。それから六兆六千億の道路計画の改定につきましては、これは御案内のとおり、三月二十二日に道路整備五カ年計画についてという閣議了解がございまして、ここで、道路投資の規模をきめた段階でございます。これで地方単独事業一兆一千億という総額になっておるわけでございますが、これを府県、市町村にどういりふに割り振るか、またその財源というものをどういりふに割り振るか、またその財源ということにつきましては、これから計画を策定してまいらるわけでございます。その過程におきまして、特にこの閣議了解の二におきまして、「本計画は、今後の経済情勢及び国、地方における特定財源の確保等を含めて財源の事情を勘案しつつ弾力的にその実施をはかるものとする。」ということが述べられておるわけでございます。現在の六兆六千億に基づきます地方の道路財源というもののにつきましては、当然これから私も努力をしております。やらなければならぬわけでございます。特に市町村におきましては、御指摘のございましたように、国道、府県道、市町村道、同じ道路でありながら、五大市を除く市町村道については特定財源がない現状でございますので、そういう点も含めまして、ことしの二十五億の臨時特例措置、単年度限りの臨時措置というものをどういり

ふりに今後育てて大きくしていくかということ、私どもの大きな課題であるというふうに考えておる次第でございます。

○細谷委員 道路財源の問題については全くお粗末、何のために答申されたのか。これは地方制度調査会おこりますよ。こういう作文をさして、そして、ただ地方制度調査会というものはかくれみのどころじゃない、かくれみのの上に、これを利用して、予算要求で。そういうふうにお申さなければならぬ。たつた二十五億、三千億から一年間六百億。それが百四十億ばかりにたつたと思つたら、たつた二十五億。それともえたいの知れない財源です。道路財源としては。ようやく道路延長によつて配分するということだけがきまつただけであつて、これはたいへんな問題を含んでおると思つたのです。地方制度調査会に対する道義的な問題も含めて。まあしかし、この程度にきよはしておきます。

そこで、これもまた逃げると思つたのですが、そういう状況の中において、四月の中旬ごろ、自治省は、統一地方選挙終了後に開かれるであろう地方制度調査会に対する自治省の態度として、税財源の再配分等を含めた地方財政のあるべき姿の写真、こういうものを発表されております。新聞に出ておるのです。たいてい新聞に出たことは、いや、おれは知らぬというから……。しかし出ておるのです。日本経済の四月十日号にちゃんと写真といふものが出ておる。それは御存じないですか。どういり御構想をお持ちなんです。か、税財源の再配分について。やがて地方制度調査会も開かれるでしょう。一度発表したものがうたかたのうちに消えておる。今度写真を発表してあるが、どういり構想で地方制度調査会に臨もうとなさつておるのかお聞きしておきたい。

○松島政府委員 知らないとお申し上げるとおしかりをいただくかわかりませんが、御指摘のありました日本経済新聞の記事は、私読んだものとしてませんが、そのとき自治省が発表したものとしてかのごときものが出ておるという記憶は全然ございせん。いま、何か日常出ます新聞記事として読みすしてしまつて、記憶にないというのが事実でございます。まあ、地方制度調査会を再開するにあつて、自治省が将来の地方財政なりあるいは税制なり、財源配分についての何か構想というものを決定してあるかというお話でございますけれども、ただいまのところそういう問題につきましては、常に私も検討は続けておりますけれども、具体的にこれを地方制度調査会にこういう形でおはかりするものとしては、決定したものはございせん。

○細谷委員 大体予想したようなお答えでありますから……。大体そんなものでしょう。この問題は、持つておられはしないのです。かつて昭和三十九年十二月に、二千八百億円の国税から地方税への移譲という、法人税とたばこ税を中心とした案だつて発表なさつておる。一年ばかりたつたら、うたかたのうちに消えた。新聞に載りますと、知らないと言ふ。ところが地方制度調査会には、ちゃんと自治省の方針として資料が出ておる。こういうことなんで、私は一々新聞に出たことを責任持てと言ひまされんけれども、あることはある、こういう構想を持つておるということだけは、こういう席上でやはり言つておくべきものだと私は思ふのです。しかしきょうはこれ以上触れません。次にお尋ねしたいのでありますが、大臣の提案理由説明の中に、「なお、昨年の所得税法の改正による給与所得控除の引き上げが本年度以降個人の住民税の課税標準の算定に反映することとなり、そので、給与所得者にかかる個人の住民税につきましては、本年度約百四十億円の減税が行なわれることとなっております。」と、こう書いてございせん。ところで、物価が上つております。減税、減税と書いてありますけれども、物価のはね返りによつて帳消しになつちゃうと思ふのでありますけれども、その間の数字関係をひとつお示しいただきたい。

○松島政府委員 物価と減税との関係でございますけれども、いわゆる物価調整減税というものを

さいせん。いま、何か日常出ます新聞記事として読みすしてしまつて、記憶にないというのが事実でございます。まあ、地方制度調査会を再開するにあつて、自治省が将来の地方財政なりあるいは税制なり、財源配分についての何か構想というものを決定してあるかというお話でございますけれども、ただいまのところそういう問題につきましては、常に私も検討は続けておりますけれども、具体的にこれを地方制度調査会にこういう形でおはかりするものとしては、決定したものはございせん。

どういふふうに考えるかというところにつきましまして、今日二通りの考え方があるようにございまして。一つは、名目的な物価の上昇に伴ひまして果進税率を適用いたしております税金には、名目的な部分の果進税率がかかることによつて実質所得に食ひ込みが起る、そういうものは避けるべきであるという考え方とございまして。政府の税制調査会がかつて発表されました考案方がこの二つの考え方であるかと思ひます。もう一つは、物価が上がりまして、課税最低限を物価の上がつた分だけ少なくなるとも上げていくべきだという考え方、この二通りあるようにございまして。

そこで、そのおののについて今度の住民税の關係がどうなるかという点を申し上げたいと思ひます。第二番目のほうの課税最低限の問題でございまして、消費者物価の上昇率だけ住民税の課税最低限を上げることを物価調整減税というふうに考えた場合に、どれだけ減税すべきかという問題でございまして、諸控除に對しまして前年度の消費者物価指数をとる、前年課税をとりまして、前年度の消費者物価指数の上がり方五・一%を乗じまして、百六十一億円で控除を引き上げなければならぬ。住民税全体としてそうなるわけにございまして。それに対して、ただいま御指摘になりました給与所得控除の引き上げあるいは専従者控除の引き上げ、それから配偶者控除の調整というふうなものを含めまして、約百八十億円の控除金額の引き上げになつておりますので、全体としては消費者物価の上がり分だけ課税最低限を引き上げるという要請には合致しているものと考えるのでございまして。

もう一つは、先ほど申し上げました所得の名目的な増加部分についてで超過果進税率の効果が及ばないというふうな方式をもとにいたしまして調整減税をするにはどの程度必要かというのを申し上げます、昭和四十二年で約二百二億円の減税が必要であるということになるのでございまして、これに對しまして今回御提案申し上げております住民税の減税は、先ほどの給与所得の控

除の引き上げに伴ひますものを含めて百九十六億円の減税に相なつておりますので、ほぼこれについて見合つてゐる、こういうふうな考へてゐるのでございまして。

○細谷委員 大体税制調査会の答申に基づく物価調整減税というのは二百二億円で、今回は百九十六億円で、そのうち百四十億円のところが昨年のはね返りがあったわけですね。大体物価調整必要額にも及ばないわけですね。何か新聞によりまして、四月初旬に消費者物価の上昇で帳消しになつたのが百六十一億円で、その発表をなさつたのですか、予算委員会に資料を出されたのですか、その間の、必要あれば予算委員会に出した資料ですから、こちらのほうにも出していただきたいので

○松島政府委員 予算委員会に提出いたしました資料は、私がいま申し上げました消費者物価の上昇率だけ住民税の課税最低限を引き上げること、物価調整減税と見た場合は幾ら要るか、それが百六十一億円で、それから税制調査会の答申の算式によつて計算すれば幾ら要るか、それが二百二億円、こういう資料は提出いたしておりますので、これは委員会にお配りをいたしたいと思ひます。○細谷委員 じゃあ、その資料はひとつ次回までに出していただきたいと思います。

そこで課税最低限の問題であります、幾らになつておりますか、住民税の課税最低限は……。○松島政府委員 いろいろ課税最低限と申しましたも、独身者でありますとか、夫婦でありますとか、子供が何人いるかによつて違ひますが、通常標準世帯を基準にしていただいておりますので、それについて申し上げます、昭和四十二年度は四十三万三千五百二十六円、夫婦、子三人の標準世帯についてでございます。

○細谷委員 夫婦と子供三人ですね、五人家族ね。  
○松島政府委員 はい。  
○細谷委員 所得税は幾らになっておりますか。  
○松島政府委員 所得税は七十一万一千八百九十

九円でございます。普通、所得税は七十三万円と申しておりますけれども、これは平年度計算でいつておるのでございまして、これは四月からでございますので、正確には七十一万一千八百九十九円でございます。

○細谷委員 七十一万、平年度では約七十三万九千円、七十四万円になるわけですね。そうしますと、大体平年度と比較しますと、三十万ばかり差があるわけですね。生活保護世帯は幾らになつておりますか。大都市と地方で生活扶助、それから教育とか住宅とか、いろいろの扶助がありまして、そういうもののひとつ数字を教えてください。

○松島政府委員 生活保護法によりまして生活扶助額は、一級地で三十九万二千六百五円でございます。これも標準世帯について計算してござい

○細谷委員 三十九万円が生活保護世帯ですね。四十三万円になりますと住民税を取られるわけですね。生活保護世帯になつたほうがいいじゃないですか。それでしよ。差はたつた三万円か四万円しかありません。生活保護世帯でなければ、生活保護世帯になつたほうがよほどいいですよ。この最低限は税調の答申に於いてあると思ひますか。税調の答申でも、住民税はどう書いてあるかとい

いますと、生活を破綻しちやいかぬと書いてあるのですよ。生活を破綻させちやいかぬ、国民生活水準の推移に応じてやれと、こう書いてあるのですよ。めちゃくちゃですよ、生活保護より悪いところに税金を取つて追い込んでおるのですから。この問題については参議院の予算委員会における質問で、藤枝自治大臣は、応益主義は貫くけれども、最低限は低いと思ひから改める、こう答えて

いるのであります。応益主義もへちまもないでしよ。ついでに要望しておきますが、次までにひとつ資料を出していただきたい。住民税の納税人員のここ五年ばかりの推移をひとつ出していただきた

い。税調の答申の最後のページに、所得税納税人員の推移というのがございまして。これと同じような方式で住民税関係を出していただきたい、この思ひであります。

どうなんでしょうか、課税最低限は、所得税はやがて四十五年ぐらゐまでに総理大臣ですらも百万円にしようと言つてゐるのですよ。その半分にも満たない、生活保護世帯よりも悪くなるような状態ですね、それから住民税をふんだくる。これは応益主義なんですよ、これをお尋ねしま

○松島政府委員 ただいまお尋ねのございました住民税の課税最低限と所得税の課税最低限との関連は、常に問題となる点でございまして。私は、住民税は、参議院あるいは衆議院の予算委員会で大

臣から御答弁も申し上げておりますが、広く住民にその能力に応じて負担をしていただく税金であつて、所得税とは違ふものであると考へております。所得税は御承知のとおり、所得再分配という機能を強く持つべきものと考えられておるのでございまして。所得再分配ということになりますと、金持ちから税金を納めてもらつて、それを国の歳入なり地方の歳入を通じて所得の再分配をしていこうというものであると思ひます。したが

いまして、そこには金持ちから税金を納めてもらおうという考案方が強く働くべきものであらうと思ひます。したがいまして、所得税の課税最低限というものは、むしろ課税最低限というよりは、どこから課税をするのかという問題であつて、生活費であるとかなんとかというところが所得税の課税最低限ということになること自体が、所得税としてはおかしいのではないかと感じも

いたすわけにございまして。それはそれといたしましても、そういう性格の違いから、両者の間には課税最低限の違いがあり得るのではないかと思ひます。ただ、それだから現在の住民税の課税最低限が、先生の御指摘になりましたように、生活保護にも近くなつてきておるといふ状態がいいかどうか



かということにつきましては、御指摘のとおり問題はあろうと思ひます。したがって、地方財政の状況が許します限りは、私どももこの課税最低限は引き上げること努力をしていかなければならぬと思ひます。ただ、いつも所得税と何万円違うからということでは、やはり住民税として適当ではないのか、かように考えるわけでございます。

なお、課税最低限について、先ほど四十三万三千五百二十六円と申し上げましたが、給与所得控除の問題につきましては、所得税法の改正によって、自動的に住民税に及んでくる形になっておりますので、ことし所得税法が改正になりますので、約四万円給与所得控除が引き上げになりますので、その分は来年から住民税にそのまゝ影響してまいりますから、来年の住民税の給与所得者の課税最低限は、黙っていても四十七万八千九百九十二円に引き上がっていく、こういう形になっております。半年度でございます。

○細谷委員 税務局長も、取ることだけ考えているから、生活保護者の実態を御存じない。住民税を納めておられますと、保育所に行くのだから一人前取られるのです。それも幾ら違うかというところ、これは現に四十三万が最低限でしよう。生活保護は四十万だというんですから、たつた三万円しか違わない。これは年間ですよ。そうしますと、もう生活保護以下の生活しかできないというところなんです。ですから応益主義——私は、この税調の答申に書いてあることをまづこうから否定しようとしていないのです。住民税というのは、それは所得税よりも応益性が強くてもいいでしよう。しかし、憲法に書いてある最低生活までいかぬにしても、朝日裁判が起るような生活保護基準、それよりも悪いところに税金をおつ取られて追い込まれるということについては、これはたいへんな問題があると思ひます。応益主義、応益主義とおっしゃるから、あとでもっとほかの面で応益主義をやるべきだという点を私は指摘します。これは改めるというんですけれども、参議

院の予算委員会で大蔵官が答えておられるんですから、改めるんでしよう。税調もまたそれを重点だと考えておられるんです。これはひどいんです。どういふふうに改めるのですか、御構想をお聞かせたい。○松島政府委員 大臣が参議院で答弁を申し上げましたのは、住民税の課税最低限は、所得税と性格を異にするものであるから、その間に相違があつてしかるべきものであると思ひます。ただし、それだからといって、現在の課税最低限が絶対に正しいというわけのものでも必ずしもない、地方財政の事情の許す限り、将来に向かつて検討いたしたい、こういうふうにお申し上げたのでございまして、具体的にどこをどう直すということを申し上げている段階ではございません。

かりに住民税について減税をするという場合を考えた場合には、どういふやり方があるかというところでございしますが、仮定の問題ではありますけれども、常に私も考えておかなければならぬ点であると思ひますので、きまつたわけではございませんけれども申し上げますならば、二つの方法があると思ひます。一つは税率を引き下げていくという方法、一つは諸控除を引き上げて、いわゆる課税最低限を引き上げるという二つの方法がございします。今日主として問題になっておりますのは、諸控除を引き上げることの必要性が私は問題になっておるのではないかと思ひます。したがって、私がいま申し上げておるのは、今後住民税の減税を考えたということになれば、やはり税率の引き下げよりは、諸控除の引き上げという問題で課税最低限を引き上げていくという方向で考えざるを得ないのではないかと、かように考えている次第でございます。

○細谷委員 まだ歯切れが悪いですね。藤枝大臣が参議院で答えたのは、そのとおりです。応益性というのがあるんだから、所得税とは違った性格であります。しかし、今日の住民税の課税最低限というのはいくらに低きに失するの、これを改めよう、こう言っているんです。あなたは、改めるとすればなんという仮定の問題でしよう。改

めます、こう言っているんです。税制調査会もそういつておられるんです。その場合にひつかつてくるのが、いや地方財源が欠乏しているからだ、こういうわけですね。そうして応益性という名において、生活保護以下の生活を強要している。大体地方団体の役割りというのは、住民福祉を増進することにある。住民福祉を増進する地方団体が、住民税の名において、応益性という名において、最低生活を破壊して、それで何の福祉ですか。昨日の新聞に出ておるのです。あなたは黙つておられますが、昨日の夕刊に出ておる。あなたは昨日の減税の構想なんというのが出ておるでしよう。幾ら減税と書いてないけれども、減税の方法は出ている。税源移譲方式をとろうというのでしよう。税源移譲方式というのは、地方財源が不足してくるのについては、所得税の一部をひとつ地方にやるというわけですか、こういう御構想はあるでしよう。きのうの夕刊に出ておるのです。まあ新聞に出ていたのだから、これも知らぬとおっしゃるでしよう。もつとはつきり言つてください。もうすでにやりますと言つておられるのです。税調の会長の記事が、ゆうべ新聞に出ておるでしよう。ゆうべの夕刊お読みになつたでしよう。大蔵省どう考えているか、自治省と両方答えてください。

○松島政府委員 新聞にもしばしばこの住民税の問題が最近取り上げられておりますことは御指摘のとおりでございます。私、昨日の夕刊のことは存じませんが、きのうの朝刊で、たしか朝日新聞であつたと思ひますが、いま御指摘になりましたように、所得税から住民税にこういうやり方で移譲するということが検討されていると書いてございしました。そこで私も、だれが検討しているのか局内で調査をいたしましたけれども、どうも記事そのものがあまり正確ではなかつたように考えられます。私も先ほど申し上げましたように、税金のことは仕事でございしますからいつも検討はいたしておりますけれども、それが自治省と出ます案として、案をつくつておるといふ段階で

はまだございせんので、あの記事がどういふところから出たものかについては私申し上げかねます。

なお、住民税の問題につきましては、御指摘もございましたようにいろいろの問題がございします。今後とも検討は続けていきたいというふうに考えておりますし、また、その場合の財源措置につきましても、これは減税の規模あるいは減税の内容というふうなものとも関連をいたすわけでございします。これらをにらみ合せて今後検討を続けていきたいと思ひます。

○秋吉説明員 ただいま税務局長が御答弁したのと大体趣旨に考えております。

○細谷委員 これは、参議院でも指摘されたように、まことにひどいことです。生活保護以下に、税を取つて生活扶助の水準を保障しないなんてばかげたことではないですか。これはやはり所得税並みになんというところは私は言っているのじゃないのです。これは大幅に課税最低限を引き上げてやるべきです。しかし先ほど資料を要求いたしましたから、この資料が出てきた上でまた検討させていただきます。松島局長、昨日朝刊で読まれたという話ですけれども、記事が正確だと言つておられますけれども、かなり正確な記事が出ておりました。きょう私はその記事を持ってきておりませんけれども、かなり正確な記事です。あなたのところではやらなければ、あなたは知らぬと言ふなら、それは市町村税課長か府県税課長がやつたのでしう。ですから、そんな不正確じゃないですよ。私も読んで、しろうとが読んでも、大体、なるほど自治省こういうことを考えるだろう、こういうぐらゐの、かなり構想としては具体的なものがお出ているのです。大蔵省があるから速慮しておるのではないかと思ひます。あまり無責任に、何でも新聞記事とか、どこかで言つたこととか、みんなこういう席上でひた隠しに隠しておくことはよろしくないと思ひます。考えがあるのなら——何べんもいろいろを考えを私は尋ねているのだけれ

ども、もう一つこれから尋ねることも、おそれるは存じません、こう言うだろうと思うのです。たいへん残念です。

それは、盛んにいま公益主義ということをおっしゃるが、今度税法にいろいろ出ておりますけれども、均等割りを変えるのです。たいへんけつこうな話のようでありまして、一千万円、これは税調の答申、隠れみのです。資本金、出資金一千万円を境目にして、ほんの鼻くそ程度の手を加えた。いま資本金一千万円なんていはいば中小企業ですよ。これは、あなた方が言う住民税の公益性ということからいって、やっぱり公益性に沿うておらぬと、こう申さなければならぬです。端的に申し上げると、一万人の従業員をかかえた工場、法人が所得がなければ均等割りだけですよ。一万人の従業員をかかえている大工場が千八百円の均等割り。これがいままでの実績。千八百円くらいの住民税ならだれでも納めていすよ。そこで、公益性の公益性とおっしゃるけれども、あなた方のやっている公益性というのはきわめて階級的ですよ。資本家階級と言うと少しおかしいけれども、あんまりとげとげしくなるけれども、公益性といつても一貫性がありません。そこでお尋ねしたいのでありますが、法人事業税年間約四千億円の収入がある。府県税の大宗でありますけれども、これについて手を加えるべきだ。もつと公益性を貫くべきだ。たとえいま言ったように一万人の従業員をかかえている会社が、利益がなければ法人税の均等割り千八百円を納めていれたい、こういうことではいかぬので、もつと公益性を貫くべきだということ、この法人事業税について手を触れようという考案があるやにばくはお伺いしているのではありませんか。

○松島政府委員 法人事業税について公益性を加味するといふ見地から、付加価値要素を課税標準の中に取り入れるべきであるという考案を私どもも持っております、この点につきましては、税制調査会の答申の中にもそういう趣旨のことが言われておるわけでございます。私もこの点に沿って努力をいたしてあるのでございますけれども、いまお話もございましたように、現在の事業税は所得を課税標準といたしておりますので、もうかるときには納めるけれども、もうからなければ納めなないという仕組みでございますから、これに外形標準的なものがあるいは付加価値要素というものをいれてまいりますと、もうかつてももうからなくても一定部分の税金を納めなければならぬということになるわけでございます。その点に一つ問題がございますのと、もう一つは、その外形標準あるいは付加価値標準のとり方によりまして企業間に非常に大きな負担の変動が起ころうといたしますので、それをどういふふう調整していくかという問題がございます。私どもかねてからの懸案でございまして努力をいたしておりますけれども、解決にこぎつけることがなかなか困難な状態でございますが、そういう趣旨でお今後とも努力をいたしてまいりたいと思ひます。

なお、先ほど新聞記事のことについてお話ししてございましたが、私正確でないと申し上げたのはちよつとことばが足りませんので、なお補足させていただきますと思ひますが、あの記事はかなりこまかく技術的なことが書いてございました。したがしまして、私も、ああいう記事が出ますからには、それぞれ専門に研究したところでなければならぬ、それぞれ専門に研究したところではないかと、局内の者を集めて、どういふ検討をしているのかというのを調べてみたわけでございますが、そういう事実がないということでございます。そういう意味で正確でなかったと申し上げたのでございます。内容的にはかなり技術的なことまかい検討をされたもののように私も読んでおります。

○細谷委員 付加価値税というのは、シャープ勧告に基づいて一応地方税法に取り入れられて、実施せられずして廃止されたといういきさつがあるわけですが、これも新聞記事等によりまして、自治省ではやはりもつと公益性を加味すべきだ、こういうことから、現行の所得課税というものと付加価値税というものを折半併用をして、五年計画ぐらいで漸次その折半併用の状態に近づけよう、こういう構想を自治省構想として聞いておるわけですか。そういう事実はありますか。

○松島政府委員 私の聞いておりますところでは、かつて税制調査会で行っている検討いたしました中で、そういうような案も一つの研究課題として検討されたように聞いております。

○細谷委員 言ってみますれば、四千億円の法人事業税の半分は現行法のとおり課税する、残りの半分は付加価値税に切りかえる、それが公益的なんです。さつきも言つたように、一万人の従業員を持つておる大工場が千八百円だけでは問題がある。法人税制もいふ。法人事業税もむろんない。ですからもつと公益性を取り入れるべきだ。五十年としますと、その五割というものは、一割ずつやつていけば五割になるわけですね。そういう方式でやつていくという構想なんです。むろんいろいろ議論があるのです。いろいろ議論があるけれども、住民税について何でもかんでも公益性といふ形で、最低生活まで破壊されようとしておる現状からいいますと、その辺の公益性は全く考えないといふのはおかしいのじゃないか。こう思うのですが、これもただ局長なりあるいは課長あたりの頭の中に去来しているだけという程度のものでないですか。

○松島政府委員 税制調査会のお考えにもありますように、付加価値要素を取り入れるという場合に、付加価値要素とは何かという問題になつてくるわけでございます。そうしますと、通常いわれるわけではございません。そういうやうな方々をとりましますと、利子、地代あるいは給与というやうなものを要素に取り入れていくのだ、こういうやうなことになるわけでございます。そういう要素を取り入れて、それを一つの外形標準的なものとしていくということも、確かに公益課税のいき方としては私は一つの方法であらうと考えます。しかし一面において、これにつきましては企業側からも、負担の激変が起きるか、あるいはもうけのないときに税金を取られるのはかなわぬというやうな議論もございまして、また他の方面からは、付加価値の要素として給与というやうなものをとらえて、それを一つの標準にすることは、いわば給与に対する課税ではないかというやうな意味の、反対もございまして、そういうやうなことでいろいろ御意見もございまして、私どもとしては、かねてからの懸案ではございましてけれども、いま直ちに来年度から踏み切るといふやうな形にはまだなつていないということでございます。

○細谷委員 いまのことばの中でも、もうけがないのに税金をとられかなわぬ。同じことが、最低生活もできないのに税金を取られてかなわぬ、こういう声があります。一方だけは知らぬふり、それで一方だけはその態度、ことばを信頼するといふふり、これは不公平ですよ。税の公平の番人である大蔵や自治省のとるべき態度ではないですよ。税は公平の原則に貫かれる。そしてフェア・リターンの原則に貫かれておらなければいかなわぬ。何もかもいびつじやないか、そう私は思うのですが、政務次官、そう思いませんか。これは大臣に聞かなければいかぬと思ひます。

○伊東政府委員 先ほど細谷委員のお説を拝聴しておりますが、ごもつともな点が非常に多いのであります。自治省もそれにかんがみまして、これに税制調査会の答申など参考としまして、明年度からまた大いに尊重してやりたいと思つております。

○細谷委員 いずれ大臣に質問をしなればいかぬ。もう時間がまいりましたから……。

私が特別にお願いしたいことは、委員会の私どもの質問に対して正確に答えないのです。知つておることも、何か適当に答弁して時間を過せばいいなんという考案が一つ、これはたいへん不満に思ふ。それからもう一つは、何もかもしり切れトンボ。先ほど申し上げたやうに道路譲与税三千万円かという、三千万円が二十五億円に転化し



た。こういう例。二千八百億円の国の財源を地方に譲るべきだ、こういうことをいったかと思うと、一年もするとふっ飛んじやう。自主財源というのは大体五割あるべきだ、五割程度が妥当なんだ、そういう形で税財源の再配分をすべきだ、そういうような青写真をつくったかと思うと、いや、そんな青写真はございません、こういう態度なんです。大体、大蔵省ににらまされると、もうネズミがネコににらまれたように動けないのか、あるいは何か默契でもあるのか。奇怪千万だと私は思うのです。ですから、これは委員長、この席ではもう少しさつくばらん、お互いに若干の考えは違うにしても、地方税財政というものはどうあるべきか、こういう議論をしているのですから、言っていただけばいいのです。速記録を持ってきて、こつ言つたじゃないかなんてやつてありませんよ。ある大臣の速記録を持ってきてやるのなら、幾らでも材料はあるのだけれども、やつておらぬでしやう。この委員会では、いろいろな構想としてお互いに尊重し合つて、確実に地方税財源の拡充をはかるうというのが皆さんの意思なのだから。そういうことを私は思うのです。

きようは大臣がおりませんからその程度にしまして、内容にあまり入っていませんけれども、一応きようはこれで打ち切つておきます。

○亀山委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

昭和四十二年五月十三日印刷

昭和四十二年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局